

ソフトウェアの著作権



社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

調査部 部長 木下 祐二



(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)

- 設立：1985年10月
 - 設立時名称「ソフトウェア法的保護監視機構」
 - 1990年9月、現在の名称に変更
 - 1991年9月、文部省の許可を得て社団法人

- 理事長：辻本憲三



(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)

■ 設立趣旨：

デジタル著作物の権利保護や著作権思想の普及活動を通じて、コンピュータ社会における文化の発展に寄与する。

■ 活動内容：

- 広報・啓発
- 立法・政策の提案
- 権利執行活動の支援

■ 会員数(2000年10月現在)

- 正会員 185社
- 賛助会員 26社



ACCSの主な委員会活動

- ネットワーク違法問題対策委員会
- 企業内不正使用対策本部実行委員会
 - ・ ソフトウェア管理推進ワーキンググループ
- 学校における情報モラル推進委員会
- 海外問題対策委員会

著作権の内容

● 著作者人格権

公表権

同一性保持権

氏名表示権

● 著作権（財産権）

複製権・出版権

上演権・演奏権

公衆送信権

口述権

展示権

頒布権（映画の著作物のみ）

譲渡権（映画の著作物以外）

貸与権（映画の著作物以外）

上映権

翻訳権、翻案権等

二次的著作物の利用に関する権利

● 補償金を受ける権利



著作権等の侵害に対する 救済制度と刑事罰

■ 民事上の救済

- ・ 差止請求
- ・ 損害賠償
- ・ 不当利得返還請求

など

■ 刑事上の救済

- ・ 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

など

(平成13年1月1日より法人は1億円に引き上げ)



著作権法の一部改正（1997年）

- 「インタラクティブ送信」に係る実演家・レコード製作者の権利（送信可能化権）の創設
- 「インタラクティブ送信」に係る著作権者の権利の拡大（送信の概念に「送信可能化」を含める）
- 「同一構内」でのコンピュータ・プログラムの送信に係る権利の拡大（構内LAN 送信も送信に含める）
- 「インタラクティブ送信」に関する用語の整理（「公衆送信」の創設）



著作権法の一部改正（2000年）

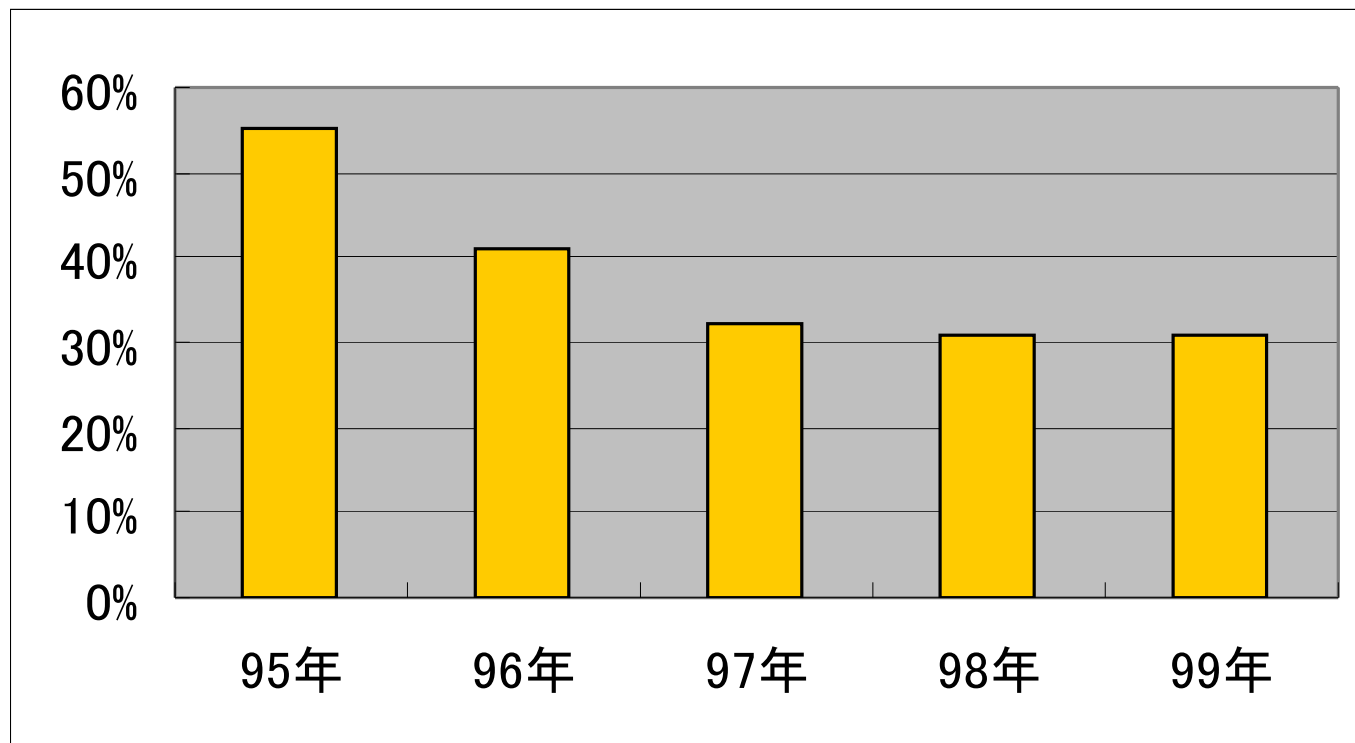
■ 権利の執行・罰則について

- 文書提出命令の拡充
- 計算鑑定人制度の導入
- 具体的事情を考慮した使用料相当額の認定
- 弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいた相当な損害額の認定
- 法人重課の導入

ソフトウェアの著作権侵害の 主な形態

- インターネットを悪用した海賊版販売
- インターネットを悪用した無許諾アップロード
- 販売店・販売グループなどによる海賊版販売
- 無許諾レンタル
- 組織（企業・学校等）内違法コピー
- 組織（企業・学校等）内違法送信

日本における違法コピー率の推移



Business Software Alliance調べ



情報提供窓口

■ パイラシーホットライン

▪ **0120-76-5175**

■ ホームページ

▪ <http://www.accsjp.or.jp>

A C C S における 違法コピー対策（1）

■ 教育・啓蒙活動

- 知的所有権セミナーの実施
- 講師派遣
- 意見広告、チラシ、ポスターの掲載・配布

■ 官公庁への働きかけ

- 法制度の強化
- 行政機関による教育・啓蒙活動の推進

■ 権利執行活動の支援

- 実態調査・警告支援
- 民事・刑事手続支援

ACCSにおける

違法コピー対策(2)

■ 刑事事件支援状況(国内:2000年10月現在)

報告総件数:205

内訳: ■ 海賊版販売

店舗:28

BBS:60

インターネット:33

■ 無許諾アップロード:6

■ 無許諾レンタル:53

■ その他:25

ACCSにおける

違法コピー対策(3)

■ 組織内違法コピー支援状況

- ・平成10年10月 企業内不正使用対策本部設置
- ・企業内不正使用対策本部」への不正使用案件の報告件数

総件数	312	
調査対応中	149	
解決	163	和解成立 19件(訴訟 2件、訴訟外17件)
		和解以外の解決144件

(平成10年5月1日～平成12年10月末日)

和解金総額 134,754,880円

(平成12年10月末日現在)



組織内違法コピーとは？

使用許諾契約に違反した
ソフトウェアの使用




著作権（複製権、貸与権、
公衆送信権など）の侵害



組織における違法コピー対策

- トップダウンによる管理の徹底
- ソフトウェア管理のポイント
 - ソフトウェア購入窓口の一元化
 - 保有ライセンスの把握（管理台帳など）
 - インストールされているソフトウェアの把握
（PC管理台帳など）
 - 社内教育の徹底（社内規定・就業規則の作成など）
 - 社内監査の実施
 - ソフトウェア管理ツールの利用



トピック

■ ソフトメーカー7社、企業内不正コピーについて 初の訴訟提起

- ①不正コピーしたソフトウェアを全面廃棄すること
- ②他に無断複製ソフトが存在しないこと
- ③今後の同種事件の再発防止策を講ずること
- ④将来使用するソフトウェア全部について正規に購入したこと
- ⑤不正コピーしたソフトウェアのパッケージ希望小売価格の合計を上回る金額を過去の不正コピーに関する損害賠償金として支払うこと

(平成12年4月25日、和解成立)